公的研究費の運営・管理・使用に関わる者としての行動規範

令和 4 年　9 月 1 日制定

この行動規範は、一般社団法人次世代看護教育研究所（以下、「当研究所」という）において、公的研究費の運営・管理・使用に関わるすべての研究者や事務職員等（以下、「構成員」という）が遵守すべき指針を定めるものである。

1．構成員は、公的研究費の使用等にあたり、法令・指針・ガイドラインや当研究所が定める規程・運用ルール・手順等を遵守しなければならない。
2．構成員は、研究費が公的な資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
3．構成員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、社会の理解と信頼を損ねることのないよう、公正に行動しなければならない。
4．構成員は、公的研究費の不正使用が当研究所におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費に係わる不正防止計画を踏まえて行動しなければならない。

以上